公告年月日	年　月　日

農用地利用集積計画作成申出書

整理番号	
設定区分	新規 ・ 再設定
担当委員	

太枠内は記入しないでください

利用権の設定を受ける者(A) 【耕 作 者】	(氏名又は名称)ふりがな	(住所)　〒　－	連絡先電話番号(携帯可)	農業者年金の加入及び受給 有 ・ 無	農地基本台帳番号
利用権を設定する者(B) 【所 有 者】	(氏名又は名称)ふりがな	(住所)　〒　－	連絡先電話番号(携帯可)	農業者年金の加入及び受給 有 ・ 無	農地基本台帳番号
利用権を設定する者(B)の代理人 【代 理 人】	(氏名又は名称)ふりがな	(住所)　〒　－	連絡先電話番号(携帯可)	所有者との関係	

	利用権を設定する土地(C)					設定する利用権の内容(D)							助成金の有無	備考
	所在 大字	所在 字	地番	地目	面積	利用権の種類	内容 ※その他は作物名を記入	設定区分	存続期間	賃借料 10a/年 当り借賃	賃借料 筆別借賃	賃借料の支払い方法		
1					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
2					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規	□ 3年間	円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
3					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
4					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
5					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規	□ 5年間	円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
6					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
7					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
8					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規	□ 10年間	円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
9					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
10					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		

《 利用権の種類について 》 ■ **賃借権**…借上げ料等が発生する　■ **使用貸借権**…金額等は発生しない(無償)

計	筆数	田	筆	畑	筆	その他	筆
	面積		㎡		㎡	(　)	㎡

年　月　日 から
年　月　日 まで

全筆合計　円/年 (kg/年)

現金または口座振込の場合、
月　日までに支払

農業経営基盤強化促進法及び共通事項(裏面)の内容を確認のうえ了承し、同意いたします。

利用権の設定を受ける者　(耕作者)　住所(同上)　氏名　㊞　(同意　年　月　日)

利用権を設定する者　(所有者または代理人)　〃　氏名　㊞　(同意　年　月　日)

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者　住所(同下)　氏名　㊞　(同意　年　月　日)

利用権を設定する者(B)の貸付の理由(E) (該当する項目に○をつけてください)	
1	労力不足(高齢で耕作できない等)
2	相手方の要望(市町村等の要望)
3	水田裏作の貸付
4	農業廃止(他市町村への転出)
5	(兼業等による)経営縮小
6	その他(　)

利用権を設定する者(B)以外の権原者等(F) (※共有者若しくは相続関係人等はこの欄にご記入ください。) 以下の者は、貸手(申出者)が利用権設定をすることに同意いたします。			
住所	氏名または名称 (同意印)	権原の種類	備考
	㊞		
	㊞		
	㊞		

受付印欄	

※記入上の注意、利用権設定の共通事項については、裏面をご覧ください。

※裏面

「農用地利用集積計画作成申出書」記入上の注意

（1） この申出書は、利用権設定の当事者ごとに作成する。

（2） （A）欄は、今回設定により農地を借り受ける者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

（3） （B）欄は、今回の設定により農地を貸し出す者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。
（B）欄の氏名は、全部事項証明書（土地登記簿）の名義人を記入する。
所有者が亡くなっている場合は、「代理人」の欄に、権利のある者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入し、所有者との関係を記入すること。

（4） 「農業者年金の有無」は、農業者年金を受給又は加入している場合は「有」、加入していない場合は「無」に〇印を記入する。

（5） （C）欄の「面積」は、全部事項証明書（土地登記簿）によるものとし、全部事項証明書（土地登記簿）の地積が実際の地積と相違する場合、全部事項証明書（土地登記簿）の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた場合には、実測面積を（　　）書きで下段に２段書きにする。
なお、１筆の一部について利用権を設定する場合には、備考に〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記入し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

（6） （D）欄の「利用権の種類」は、借り上げ料等が発生する場合は「賃借権」、 金額等が発生しない場合は「使用貸借権」に〇印を記入する。

（7） （D）欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地で耕作する作物名を記入する。

（8） （D）欄の「設定区分」は、今回設定する土地を、新たに利用権を設定する場合は「新規」、期間が満了し再度設定する場合は「継続」に〇印を記入する。

（9） （D）欄の「存続期間」は、該当する「3 年間」・「5 年間」・「10 年間」にチェックする。
利用権の始期については、新たに利用権を設定する場合は公告日が始期となる。なお、再設定をされる場合は期間満了日の翌日が始期となる。（※ただし、満了通知書がお手元に届いてから提出期限内に再契約の手続きをした場合に限る。）

（10） （D）欄の「賃借料」は、10a 当たりの単価を記入し、1年分の賃借料（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の賃借料）の額を記入する。

（11） （D）欄の「賃借料の支払い方法」は、該当する「現金」・「口座振込」・「物納」に〇印を記入し、現金または口座振込の場合は、支払期限を記入する。

（12） 「助成金の有無」欄は、有の場合は〇印を記入する。

（13） 「備考」欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第 10 条第 3 項に規定する信託に係るものである場合には、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記入する。

（14） （E）欄は、利用権を設定する者が農地を貸し付けることになった理由について、該当区分に〇印を記入する。

（15） （F）欄は、（B）欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

（16） （F）欄に、権原者が複数あるときは、（F）欄の同意印をもって同意についての押印にかえることができる。

（17） 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理として利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）を行う場合には、利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

共　通　事　項　【利用権設定（移動）の場合】

農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、表面の申出書に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1） 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下 「甲」 という。）は、利用権の設定を受ける者（以下 「乙」 という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（2） 借賃の減額
利用権の目的物（以下 「目的物」 という。）が農地である場合で、申出書に定められた借賃の額が、災害その他の不可効力により借賃より少ない収益となったときは、民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は、甲に対し借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

（3） 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、表面の申出書に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。
ただし、以下の場合は解約ができるものとする。
① 甲、乙、双方の合意による解約の場合
② （10）の①に該当したと認められる場合

（4） 転貸又は譲渡
乙は、あらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（5） 修繕及び改良
ア　甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（6） 租税公課の負担
ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（7） 目的物の返還
ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日からすみやかに、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。また、乙が原状に復することができない場合は、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変化については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ　乙は、目的物の改善のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

（8） 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（9） 利用権取得者の責務
乙は、農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（10） 農業生産法人等以外の法人等の農業参入
乙が農業経営基盤強化促進法第18条第2項第二号及び六号に該当する場合には、以下の条件を付すものとする。
① 農地を適正に利用していないと認められるときは、利用権設定を解除するものとする。
② 甲の責めに帰さない事由により利用権設定を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し設定期間の残年分に相当する賃借料金額を違約金として支払うものとする。ただし、甲、乙の協議により合意した金額等の場合は、この限りでない。
③ 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第三号を順守すること。

（11） その他
農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等報告書

この度、臼杵市が農用地利用集積計画を策定するに当たり、私の農業経営の状況について、以下のとおりであることを報告します。

年　　月　　日

臼 杵 市 長　殿

〒　　－

住　所

氏名又は名称　　㊞

生年月日　昭和 ・ 平成　　年　　月　　日　（　　歳）

連絡先電話番号　　－　　－

利用権の設定等を受ける土地の面積（A）		現在の経営農地面積（B）	
農　地	㎡	農　地	㎡
採草放牧地	㎡	採草放牧地	㎡
その他	㎡	合　計	㎡
合　計	㎡		

利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目（C）	※該当する経営作目にチェックをつけてください。 ☐ **水稲** ・☐ **果樹** ・☐ **露地野菜** ・☐ **施設野菜** ・☐ **その他**（　　）						農作業従事日数	日	
兼業の有無	区　分	有　無	職　種	区　分	有　無	職　種			
	本　人			後継者					
世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況（D） ※（ ）内に15歳以上60歳未満の人数を再掲	世帯員	男　性　人 女　性　人	農業従事者	人 （　　）人	農業補助者	主として農業に従事する者	人 （　　）人	雇用労働力【年間延日数】	人/日
						従として農業に従事する者	人 （　　）人		
農業経営形態【○をつけてください】	（１）認定農業者		（２）その他の農業者			（３）農業生産法人			
	（４）新規就農者（法人または非農家等）　⇒ 下記の書類の提出をお願いします								

※上記の農業経営形態(4)に該当した場合は、以下の書類を提出してください。

☐ 営農計画書（農業経営計画及び地域調和）　☐ 法人登記事項証明書（法人、会社のみ）　☐ 定款の写し（法人、会社のみ）

主な家畜の飼養状況（E）		主な農機具の所有状況（F）	
種　類	数　量	種　類	数　量
		トラクター	
		コンバイン	
		田植機	
		管理機	
		その他（　　）	

（記入上の注意）

1　(A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記入する。

2　(B)欄は、今回の利用権設定前の経営農地面積を記入する。

3　(D)欄は、農作業関係で雇用をしている従業員がある場合、その人数及び延雇用日数を記入する。
「農業従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

臼杵市　202108ver.

太枠内 ［　］ は記入しないでください。

公告年月日	年　月　日

整理番号	
設定区分	新規 ・ 再設定
担当委員	

太枠内は記入しないでください

農用地利用集積計画作成申出書

耕作者、所有者が農業者年金に加入している場合は、農地の貸し借りができるか事前に確認が必要です。

	(氏名又は名称)ふりがな	(住所)	連絡先電話番号(携帯可)	農業者年金の加入及び受給	農地基本台帳番号
利用権の設定を受ける者(A)の氏名及び住所 【耕作者】	きっちょむ　こうめい 吉四六　孔明	〒 875 - 0201 臼杵市野津町大字野津市３２６番地の１	090-××××-△△△△	(有) ・ 無	
利用権の設定をする者(B)の氏名及び住所 【所有者】	せきぶつ　たろう 石仏　太郎	〒 875 - 0041 臼杵市大字臼杵７２番１	0972-63-△△△△	有 ・ (無)	
利用権を設定する者(B)の代理人の氏名及び住所 【代理人】	(氏名又は名称)ふりがな	(住所) 〒 -	連絡先電話番号(携帯可)	所有者との関係	

所有者が亡くなっている場合は、代理人の欄に利用権設定を行う者(相続人等)の氏名、住所、連絡先等を記入してください。

例：長男

利用権を設定する利用権の内容(D)

	所在 大字	所在 字	地番	地目	面積	種類	※その他は作物名を記入	設定区分	存続期間	賃借料 10a/年 当り借賃	賃借料 筆別借賃	賃借料の支払い方法	助成金の有無	備考
1	野津市	甲	50-1	田	2,350 ㎡	(賃借権) ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ (新規)		30 円 (kg)	71kg /年	現金 ・ 口座振込 ・ (物納)		
2	野津市	乙	223	畑	1,050 ㎡	(賃借権) ・ 使用貸借権	水稲 ・ (その他) たばこ	(継続) ・ 新規	□ 3年間	10,000 (円) ・ kg	10,500円 /年	(現金) ・ 口座振込 ・ 物納		
3	野津市	丙	1060-1	畑	600 ㎡	賃借権 ・ (使用貸借権)	水稲 ・ (その他) にんにく	(継続) ・ 新規		無料 円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		600㎡のうち400㎡貸借
4					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
5					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規	☑ 5年間	円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
6					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
7					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
8					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規	□ 10年間	円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
9					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		
10					㎡	賃借権 ・ 使用貸借権	水稲 ・ その他(　)	継続 ・ 新規		円・kg	/年	現金 ・ 口座振込 ・ 物納		

「面積」は、登記簿面積を記入してください。

1筆の一部について利用権設定される場合は、備考に「○○○㎡のうち○○㎡」と記入してください。

※存続期間、賃借料、支払い方法などについては、必ず双方で話し合って決めてください。

《 利用権の種類について 》 ■ **賃借権**…借上げ料等が発生する　■ **使用貸借権**…金額等は発生しない(無償)

筆数	筆	筆	その他	筆	年 月 日 から 年 月 日 まで	全筆合計 円/年 (kg/年)	現金または口座振込の場合、 12月 31日 までに支払
	㎡	㎡	( )	㎡			

所有者が亡くなっている場合は、代理人(相続人等)が署名してください。

支払日を記入してください。

農業経営基盤強化促進法及び共通事項(裏面)の内容を確認のうえ了承し、同意いたします。

みとめ印で良いです。

利用権の設定を受ける者	(耕作者)	住所(同上)	氏名	吉四六　孔明 (印) (同意 令和３年 ７月 20日)
利用権を設定する者	(所有者または代理人)	〃	氏名	石仏　太郎 (印) (同意 令和３年 ７月 20日)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者		住所(同下)	氏名	大分　花子 (印) (同意 令和３年 ７月 20日)

利用権を設定する者(B)の貸付の理由(E)

(該当する項目に○をつけてください)

(1)	労力不足(高齢で耕作できない等)
2	相手方の要望(市町村等の要望)
3	水田裏作の貸付
4	農業廃止(他市町村への転出)
5	(兼業等による)経営縮小
6	その他(

利用権を設定する者(B)以外の権原者等(F)

(※共有者若しくは相続関係人等はこの欄にご記入ください。)

以下の者は、貸手(申出者)が利用権設定をすることに同意いたします。

住所	氏名または名称 (同意印)	権原の種類	備考
大分市明野北1丁目○-□番地	大分　花子 (印)	所有権	長女
	(印)		
	(印)		

所有者または代理人の他に権原者がいる場合、記入してください。

みとめ印で良いです。

契約についてお互いに同意した日を記入してください。

受付印欄

※記入上の注意、利用権設定の共通事項については、裏面をご覧ください。

耕作者が記入します

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等報告書

この度、臼杵市が農用地利用集積計画を策定するに当たり、私の農業経営の状況について、以下のとおりであることを報告します。

令和 3 年 7 月 20 日

臼 杵 市 長 殿

〒 875 － 0201

住 所 臼杵市野津町大字野津市326番地の1

みとめ印で良いです。

氏名又は名称 吉四六 孔明 ㊞

生年月日 (昭和)・平成 34 年 5 月 13 日 (62 歳)

連絡先電話番号 090 － ×××× － △△△△

利用権の設定等を受ける土地の面積 (A)			現在の経営農地面積 (B)		
農地	3,800	㎡	農地	15,000	㎡
採草放牧地		㎡	採草放牧地		㎡
その他		㎡	合計	15,000	㎡
合計	3,800	㎡			

利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	※該当する経営作目にチェックをつけてください。 ☑ 水稲 ・☐ 果樹 ・☑ 露地野菜 ・☐ 施設野菜 ・☐ その他( )							農作業従事日数	250 日	
兼業の有無	区分	有無	職種		区分	有無	職種			
	本人	無	農業		後継者	有	会社員			
世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D) ※( )内に15歳以上60歳未満の人数を再掲	世帯員	男性 2 人 女性 1 人	農業従事者	2 人 (1) 人	農業補助者	主として農業に従事する者	人 ( ) 人	雇用労働力【年間延日数】	人/日	
						従として農業に従事する者	1 人 (1) 人			
農業経営形態【○をつけてください】	(1)認定農業者		(2)その他の農業者		(3)農業生産法人					
	(4)新規就農者(法人または非農家等) ⇒ 下記の書類の提出をお願いします									

※上記の農業経営形態(4)に該当した場合は、以下の書類を提出してください。

☐ 営農計画書(農業経営計画及び地域調和) ☐ 法人登記事項証明書(法人、会社のみ) ☐ 定款の写し(法人、会社のみ)

主な家畜の飼養状況 (E)		主な農機具の所有状況 (F)	
種類	数量	種類	数量
		トラクター	1
		コンバイン	
		田植機	1
		管理機	1
		その他( )	

(記入上の注意) ※よく読んでください

1 (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記入する。

2 (B)欄は、今回の利用権設定前の経営農地面積を記入する。

3 (D)欄は、農作業関係で雇用をしている従業員がある場合、その人数及び延雇用日数を記入する。
「農業従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

農地の貸し借りは、必ず 農業委員会 への手続きをしましょう。

利用権設定とは

農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づき、農地に貸借権等の権利（利用権）設定を行うことです。

＜１＞ 農地法の許可が不要のため、手続きが簡単です。
＜２＞ 貸した農地は、設定期間が終了すれば、利用権の再設定をしない限り、離作料を支払うことなく返してもらえます。
＜３＞ 利用権の設定期間中は安心して耕作ができます。

貸し借りの手続き（流れ）

話し合い・相談	申し込み	貸し借りの成立	利用権設定期間（存続期間）	終期の通知
・当事者間協議 ・農業委員 や 農地最適化推進委員、農業委員会事務局に相談	臼杵市（農業委員会）へ申出書を提出 ※利用権の内容を記入	臼杵市（農業委員会）の決定を経て公告後契約成立		貸し借りの終期がきたら臼杵市（農業委員会）から通知
	・農用地利用集積計画作成申出書 ・農業経営の状況等報告書	・農用地利用集積計画を公告（利用権が設定される）		・満了通知

① 申出書の提出

農地の貸し借りを行うには、別紙に定める様式「**農用地利用集積計画作成申出書**」に設定する利用権の内容など必要事項を記入して提出します。耕作者の方は、「**農業経営の状況等報告書**」の提出も必要です。申出書等は農業委員会事務局に用意しています。臼杵市のホームページからも各様式のダウンロードが可能です。

・**利用権設定の期間**（申出書上では存続期間）については、臼杵市では原則として年単位で、３年、５年、１０年が目安となっています。

・期間、賃借料、支払い方法などについては、必ず双方で話し合って決めてください。

申出書の締切日は？

原則、**毎月２０日締め切り**です。（２０日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切日となります。）
農業委員会事務局（臼杵市役所 野津庁舎）に提出してください。
締切日までに受付をした申請については、翌月の農業委員会定例総会で審査します。

ご注意

農業者年金受給者

農業者年金(経営移譲年金)を受給している方が農地の貸し借りをすると、経営移譲年金の支給が停止される場合がありますので、一度、農業委員会事務局までご相談ください。

ご参考

「農地中間管理事業」を活用する方法もあります

利用権設定等促進事業以外に、農地中間管理機構(大分県農業農村振興公社)が農地の所有者と耕作者の中間的受け皿となって、農地の利用権設定を行っています。ただし、諸要件がありますので、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

② 契約の成立

臼杵市では、①の申し出により、「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て、公告を行います。この公告がなされたことにより利用権が設定され、正式に契約が成立します。
臼杵市農業委員会では、公告後速やかに、農地の所有者及び耕作者に申出書の写しを送付します。

③ 満了通知（利用権設定の終了）

利用権の設定が終期をむかえる農地については、存続期間または残存期間が経過する前に、農業委員会から利用権の設定等に係る当事者に対し、期間満了の通知を行います。
引き続き農地の貸し借りを行う場合は、再契約の手続きをすれば継続して農地の貸し借りができます。
再契約をしない場合は、契約期間終了日で必ず所有者に農地が返還されます。

こんなときは？

設定期間中に、貸し借りを解約したいとき（合意解約）

利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合、農地の所有者、耕作者双方の合意のもと、農業委員会に対し、「合意解約書」の提出等の手続きを行う必要があります。

設定期間中に、借り手を変更したいとき

終期をむかえる前に借り手の変更をする場合は、原則として契約の解約（「合意解約書」の提出等）を行い、新たな借り手と利用権設定の手続きを行います。
詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【 問い合わせ先 】

利用権設定や移転、利用権の解約に関すること
農業者年金・農地中間管理事業に関すること　など

臼杵市農業委員会事務局
☏０９７４－３２－２２２０（内線３１０）まで

臼杵市役所 野津庁舎